

当組合の保険料率

1. 令和7年度の一般保険料率(基本保険料率、特定保険料率)

変更前(令和6年度)			変更後(令和7年度)		
一般保険料率		93.830‰	一般保険料率		93.730‰
基本保険料率		57.441‰	基本保険料率		60.893‰
特定保険料率		36.389‰	特定保険料率		32.837‰
調整保険料率		1.170‰	調整保険料率		1.270‰
合計		95‰	合計		95‰
負担割合	事業主	57/1000	負担割合	事業主	57/1000
	被保険者	38/1000		被保険者	38/1000

令和7年3月分保険料(令和7年4月給与支給分)より適用。ただし、任意継続被保険者は4月分保険料からとなります。

2. 令和7年度の介護保険料率

変更前(令和6年度)			変更後(令和7年度)		
介護保険料率		16/1000	介護保険料率		16/1000
負担割合	事業主	8/1000	負担割合	事業主	8/1000
	被保険者	8/1000		被保険者	8/1000

令和7年3月分保険料(令和7年4月給与支給分)より適用。ただし、任意継続被保険者は4月分保険料からとなります。

3. 特定保険料率および基本保険料率(保険料率の内訳表示)

医療保険制度改正にともない、平成20年4月より、各保険者において特定保険料率および基本保険料率(保険料率の内訳)を定めることとされました。

特定保険料率	前期高齢者(注1)納付金、後期高齢者(注2)支援金、および病床転換支援金等に充てるための保険料率
基本保険料率	全国健康保険協会管掌健康保険の加入者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料率

(注1)前期高齢者:65歳以上75歳未満の公的医療保険制度の加入者をいいます。

(注2)後期高齢者:75歳以上(または広域連合の障害認定を受けた65歳以上75歳未満)の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の加入者をいいます。